

●騒音規制法に定める特定建設作業（８種類）

1	<p>くい打機を使用する作業 くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガと併用する作業を除く。） ※バイブロハンマーは届出対象</p>
2	<p>びょう打機を使用する作業 びょう打機</p>
3	<p>さく岩機を使用する作業 さく岩機（ハンドブレーカー、油圧ブレーカー等）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mをこえない作業に限る。）</p>
4	<p>空気圧縮機を使用する作業 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上で、さく岩機の動力として使用する場合を除く。）</p>
5	<p>コンクリートプラント又はアスファルトプラントを使用する作業 コンクリートプラント（気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が20kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）</p>
6	<p>バックホウを使用する作業 バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW、107ps以上のものに限る。）を使用する作業</p>
7	<p>トラクターショベルを使用する作業 トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW、94ps以上のものに限る。）を使用する作業</p>
8	<p>ブルドーザーを使用する作業 ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW、54ps以上のものに限る。）を使用する作業</p>

●振動規制法に定める特定建設作業（４種類）

1	<p>くい打機を使用する作業 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 ※バイブロハンマーは届出対象</p>
2	<p>鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業</p>
3	<p>舗装版破碎機を使用する作業 舗装版破碎機（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mをこえない作業に限る。）</p>
4	<p>ブレーカーを使用する作業 ブレーカー（油圧ブレーカー；手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mをこえない作業に限る。）</p>